

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案の概要

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定に関する制度及び当該指定を受けた者の当該業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講ずる。

背景

電話は唯一緊急通報を利用できる基幹的な通信手段として重要な役割を担っているが、聴覚障害者等は、電話を利用した日常生活のコミュニケーションや業務上のやりとり等に困難を伴うため、こうした課題を解消し、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与するため、所要の規定の整備を行う。

規定内容の概要

(1) 総則

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、国、地方公共団体、電話提供事業者及び国民の責務について定めるとともに、総務大臣による基本方針の策定について定める。

(2) 電話リレーサービス提供機関に関する制度の創設

総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス提供機関(提供機関)として指定することができることとし、所要の業務規律(業務規程の認可等)・監督規律(監督命令等)を設ける。

(3) 提供機関の電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度の創設等

① 交付金に関する制度

ア 提供機関に対し、その電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務付ける。

イ ②の電話リレーサービス支援機関は、総務大臣の認可を受けて、アの交付金を提供機関に交付する業務を行うとともに、アの負担金を電話提供事業者から徴収する業務を行うものとする。

② 電話リレーサービス支援機関の指定に関する制度

ア 総務大臣は、①イの業務を適正かつ確実に実施できる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関(支援機関)として指定することができることとする。

イ 支援機関には、所要の業務規律(業務規程の認可等)・監督規律(監督命令等)を設ける。